

令和8年6月10日

令和8年第3回
宮代町議会定例会議案書

〔議員議案〕

議案番号	件名	頁
議員議案第2号	宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例について	1

議員議案第2号

宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定により、宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月10日提出

提出者 宮代町議会議員

賛成者 //

// //

// //

// //

// //

提案理由

資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数について、議員定数14人に対して10人では、本会議での結論を事実上拘束してしまう恐れがあるため、宮代町議会委員会条例の一部を改正したいので、本案を提出するものである。

宮代町議会委員会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>6</u>人とする。</p>	<p>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>10</u>人とする。</p>